

総社市職員コンプライアンス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市職員コンプライアンス条例の一部を改正する条例

総社市職員コンプライアンス条例（平成26年総社市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号の細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動号の細目を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動号の細目が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加項等を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）職員等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 職員</p> <p><u>イ 副市長，教育長及び政策監</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>エ アからウまでに掲げる者であったもののうち，その職を退いた日から起算して1年を経過していない者</u></p> <p>（3）～（5）略</p> <p>（6）公益通報事実 <u>公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実のほか，職員等の職務の執行に関する事実であって次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（7）及び（8）略</p>	<p>（用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）職員等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 職員</p> <p>イ 略</p> <p>（3）～（5）略</p> <p>（6）公益通報事実 職員等の職務の執行に関する事実であって次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（7）及び（8）略</p>

改正後	改正前
<p>(公益通報者の保護)</p> <p>第15条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 任命権者は、<u>公益通報者を保護するため、公益通報対応業務従事者（公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者をいう。）を定め、当該公益通報対応業務従事者に公益通報対応業務を行わせるものとする。</u></p>	<p>(公益通報者の保護)</p> <p>第15条 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則
この条例は、令和4年6月1日から施行する。